

「統計の提供」 (こ関する整理(案)

~オーダーメード集計等~

1	検討の前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2	従来のオーダーメード集計の我が国の現状・・・・・	Р3
3	プログラム送付型集計の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8
4	表頭・表側指定型集計の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P18
5	その他に考えられる付加価値を付した	
	統計の提供の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P24
6	利用制限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P28

1 検討の前提

利用者が集計仕様を示した後に集計作業を行う仕組みになっている現在の対応。に加えて、諸外国の中にみられるプログラム送付型集計。や表頭・表側の指定を行うことで統計表が得られるリモート集計。など。の対応を導入することとした上で、制度の検討を進めることとする。

さらに論点等を洗い出すために、以下の(1)から(4)について、いくつかの具体的な事例について紹介する。

- (1) 従来のオーダーメード集計
- (2)プログラム送付型集計
- (3) 表頭表側指定型集計
- (4) その他付加価値を付した統計の提供

2 従来のオーダーメード集計 の我が国の現状

2 従来のオーダーメード集計の我が国の現状

利用者が仕様を示した後に利用者・サービス提供機関の合意の下で手数料を収めて統計を 作成し提供する仕組み。

平成23年5月末現在

22の統計調査でサービス(別紙)

【内閣府・財務省】

法人企業統計調査:表頭及び欄外に配置する「調査項目」を指定し、集計対象項目の組み合わせの数(クロス数)は、 表頭は2次元(2項目)まで、表頭の区分は、合計で原則16列までとしている。

法人企業景気予測調査:「規模」「業種」「判断項目(設問1~17)」を指定して、組合せ集計(クロス集計)「判断項目」の組合せの数(クロス数)は、3項目までとしている。

【厚生労働省】

人口動態調査:利用可能な集計区分は集計対象項目ごとに定められた区分であり、集計区分の組み合わせ(クロス数) は、合計が3次元までとしている。

毎月勤労統計調査:利用可能な集計区分は集計対象項目ごとに定められた区分であり、集計区分の組み合わせ(クロス)は、表頭1次元、表側1次元(欄外なし)としている。

【農林水産省】

農林業センサス等3調査を対象とし、集計内容については、あらかじめの制限を設けていない。(仕様の内容を聴いてできるかできないかを判断する)

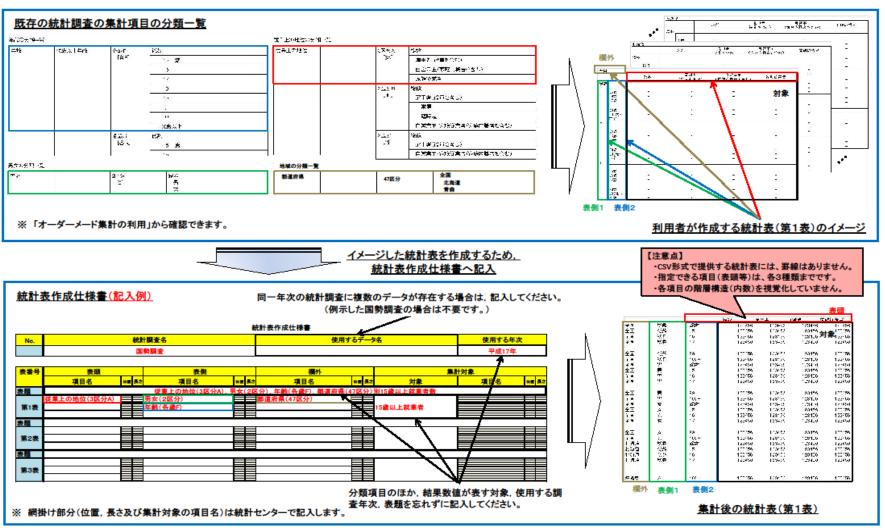
【経済産業省】

経済産業省企業活動基本調査の調査項目データを対象とした単純な集計とし、集計対象項目の組み合わせの数(クロス数)は、表頭、表側とも最大3次元(3項目)としている。

【(独)統計センター(各府省からの全部事務委託分)】

国勢調査等の実施5府省から事務の委託を受けた13の統計調査について、統計調査名(使用調査票情報)、年次、表頭(3重クロス以内)、表側(3重クロス以内)、欄外、集計対象を指定するクロス集計表としている。

オーダーメード集計における統計表作成仕様書の作成について



現在の提供サービスは、表頭・表側等を指定して必要な統計を入手するもの(農林水産省のサービスを除く)

※ 提供される統計に着目すると、表頭・表側の指定を行うことで統計表が得られる表頭・表側指定型のリモート集計に非常に近いものとなっている。

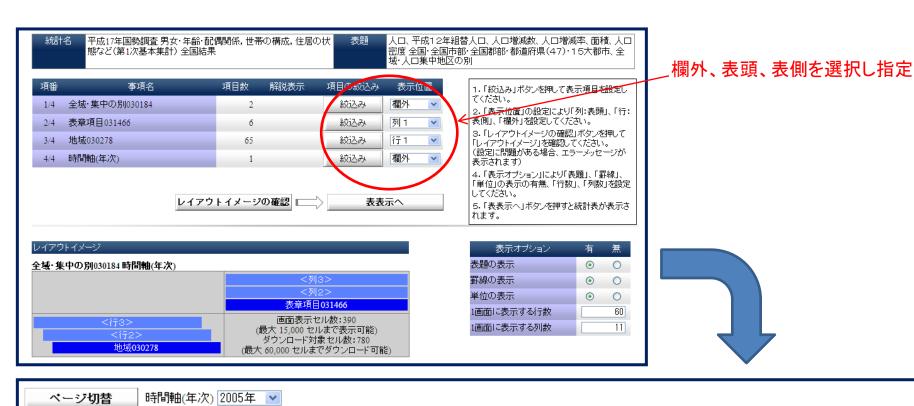
現在のサービス提供に当たり、秘匿処理は大きな論点

※ 現状の(独)統計センターにおける秘匿処理は、1次秘匿(回答数が1又は2のもの)を秘匿する。それ以上の秘匿が必要な場合は、統計センターに全部事務を委託する府省において秘匿を行う。

利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で、集計表の秘匿措置をどのように考えるか。1次秘匿を行う水準で良いか、それとも秘匿を強くすべきか。

(参考) e-Stat の 例

我が国の e-Stat では、統計調査や集計表を指定して欄外・表頭・表側を指定することで、必要な集計結果の提供を行っている。(既存統計の提供)



*全域 127.767.004 126.925.843 842.151 0.7 377.914.78 342		平成17年人口 【人】	平成12年組替 人口 【人】	平成12年〜17 年の人口増減 数 【人】	平成12年~ 17年の人口増 減率 【%】	面積 【平方Km】	1平方Km当たり 人口密度 【人】
	 	127,767,994	126,925,843	842,151	0.7	377,914.78	342.7

3 プログラム送付型集計の具体例

3 プログラム送付型集計で実際に行われている具体例

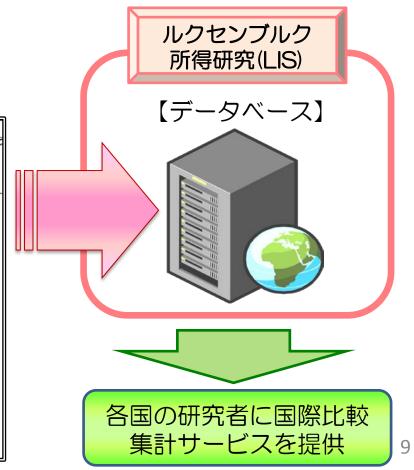
プログラム送付型の集計例として、ルクセンブルクインカムスタディの取組、オーストラリアなどの取組がある。

① ルクセンブルク所得研究(<u>L</u>uxembourg <u>Income</u> <u>S</u>tudy)[ルクセンブルクに存在する法人の取組]

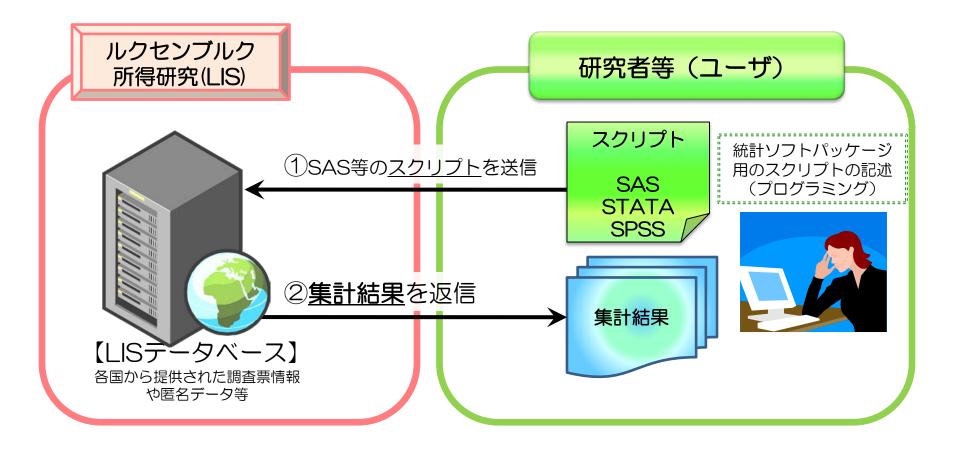
■LIS概要と参加国

- ▶家計所得に関する各国の調査データを収集し、 国際比較研究に利用可能なデータベースを整備
- ▶現在、36カ国からデータを提供





■LISデータベースの利用(イメージ)



■LISのプログラム送付型集計を通じて入手できる集計結果(例)

〇不平等度(ジニ係数、アトキンソン係数 など)

Dataset(s)	Gini Coefficient	Atkinson Coefficient (epsilon=0.5	Atkinson Coefficient (epsilon=1)
LIS - Australia 2003 - wave VI			
LIS - Australia 2001 - wave V			
LIS - Australia 1995 - wave IV			
LIS - Australia 1989 - wave III			
LIS - Australia 1985 - wave II			
LIS - Australia 1981 - wave I			
LIS - Austria 2004 - wave VI			
LIS - Austria 2000 - wave V			
LIS - Austria 1997 - wave IV			
LIS - Austria 1995 - wave IV			
LIS - Austria 1994 - wave IV			
LIS - Austria 1987- wave II			
LIS - Belgium 2000 - wave V			
LIS - Belgium 1997 - wave IV			
LIS - Belgium 1995 - wave IV			
LIS - Belgium 1992 - wave III			
LIS - Belgium 1988 - wave III			
LIS - Belgium 1985 - wave II			
LIS - Brazil 2006 - wave VI			
LIS - Canada 2004 - wave VI			
LIS - Canada 2000 - wave V			
LIS - Canada 1998 - wave IV			
LIS - Canada 1997 - wave IV			

■LISデータベースの利用に当たって

1利用者の範囲

- ・政府機関に所属する職員又は研究者
- ・大学の研究者
- ・非営利機関の研究者

2利用目的

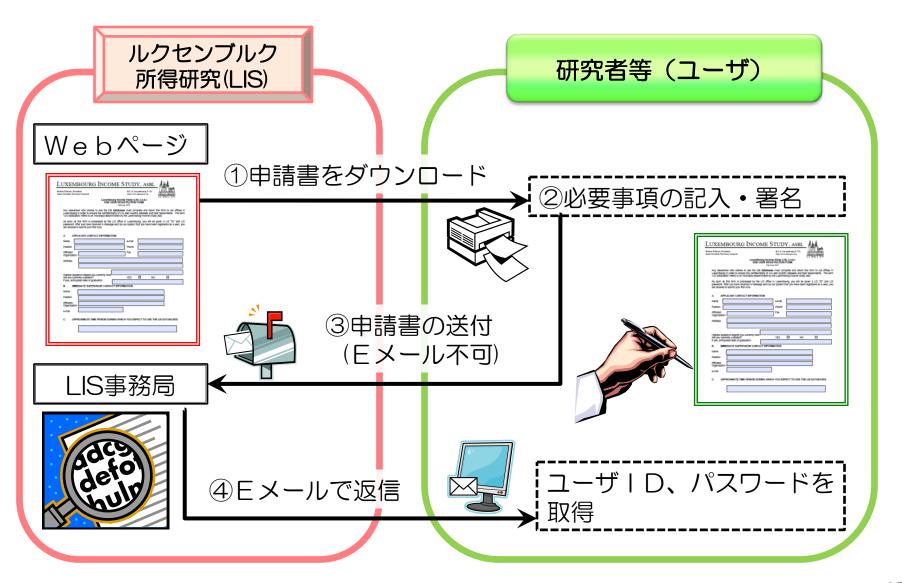
社会科学研究目的のみに限定。※私的利用又は営利目的の利用は不可。

3利用料金

・無料(国が費用負担を行っている参加国の利用者は無料)

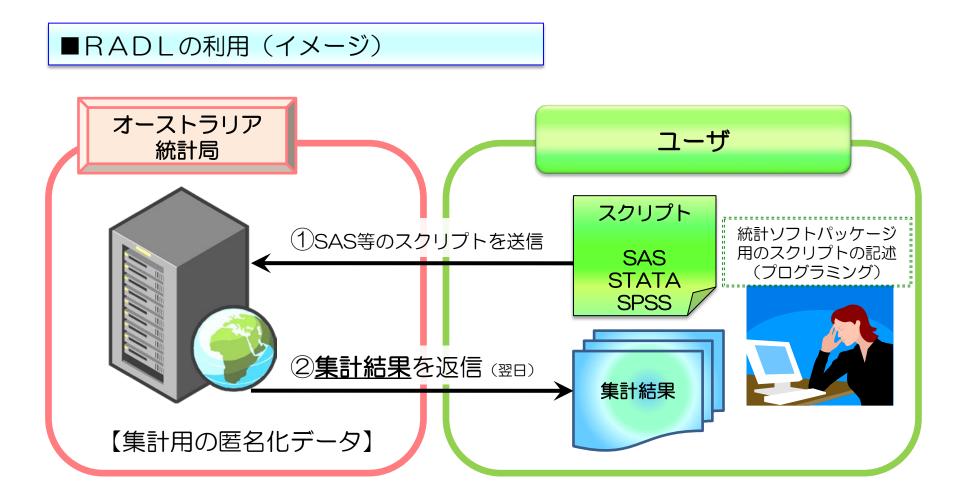
⇒LISデータベース利用にはユーザID・パスワードが必要

■LISのユーザID・パスワードの取得



② オーストラリアのプログラム送付型集計の具体例(RADL)

※ RADL(ABS Remote Access Data Laboratory)とは、利用者からSAS等のスクリプトの送付を受け付け、オーストラリア統計局が、プログラム送付型集計にしか用いない匿名データ等を用いて、集計を行い当該結果の提供を行うもの。



■RADLの利用に当たって

1利用者の範囲

・政府機関、民間機関、大学に所属する者 ※機関を登録し、所属する者が使える仕組み

2利用目的

・提供を受けた統計の利用制限なし

3利用料金

・約175,000円(1調査の年次毎に登録機関が支払う料金)

⇒RADLの利用にはユーザID・パスワードが必要

■RADLの利用手続き等

- (1) 利用希望者の所属する組織(政府機関、民間会社、大学等)において、その組織の責任 者は「責任者の手引き」を精読の上署名する。 また、「窓口担当」を指名する。窓口担当は署名された「責任者の手引き」をオーストラリ ア統計局に送付する。
- ② オーストラリア統計局は、MiCRO(二次的利用管理システム)に申出のあった組織を登録 する。
- ③ 利用希望者はMiCROにアクセスし組織が所属登録されているか内容確認の上、登録さ れた組織に対して利用の申出(当初手続き)を行う。あわせて利用希望者は利用の申出 (当初手続き)をオーストラリア統計局に行う。
- ④ 利用希望者の所属する組織の「窓口担当」は利用希望者が組織に属していることをオー ストラリア統計局に対して認証する。
- ⑤ ④までの当初手続きが整ったところで、MiCROを通じて「利用の手引き・宣誓等様式」を 入手し、それを精読し署名した上、組織の担当窓口に署名した「利用の手引き・宣誓等様 式」を提出する。
- ⑥ 組織の窓口担当は署名された「利用の手引き・宣誓等様式」を承認し、MiCROを通じて オーストラリア統計局へ提出する。
- ⑦ オーストラリア統計局は提出された「利用の手引き・宣誓等様式」を審査し、承認されれ ば、RADLの利用を承認し、ID、PASSワードを交付、以降、プログラムソースの受付を行う。

これらの例は、汎用統計ソフトを稼働するための スクリプトの送付を受けて汎用統計ソフトを稼働さ せているもの。

※ これらの例では、いわゆる「言語」で開発された集計プログラムを 受け付けていない。

<u>利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で</u>、プログラム受付型集計の秘匿や情報の保護をどのように考えるか。

- 1)データベース内の個別の情報をプリントアウトする命令をプログラムで判別し、受け付けないようにする対応は何が問題があるか。これ以外に何か措置を講じる必要はないか。
- 2)汎用統計ソフト以外に広くプログラムを受け付けるような対応を行う必要はあるか。
- 3)セキュリティの視点から調査票情報をどのように取り扱うべきか。
- 4)情報保護の視点から他に検討すべき点はないか。

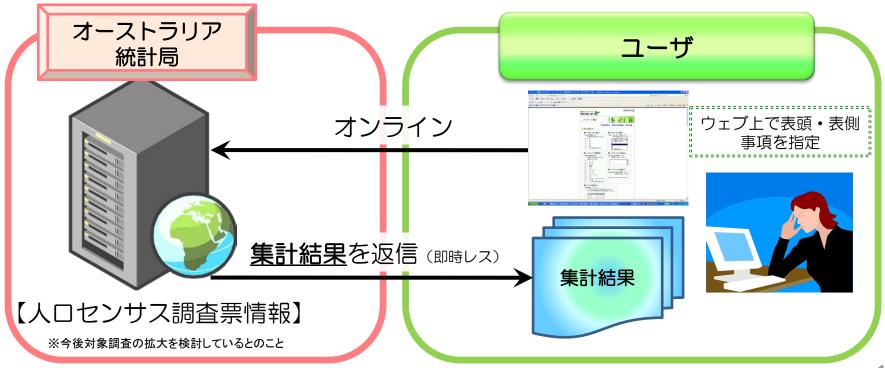
4 表頭・表側指定型の具体例

4 表頭・表側指定型集計で実際に行われている具体例

表頭表側指定型集計の具体例として、オーストラリアのテーブルビルダー(ABS Table Builder)、同じ名称でニュージーランドのテーブルビルダー(NZ Table Builder)などの取組がある。

① オーストラリアのリモート集計の具体例【テーブルビルダー(ABS Table Builder)】

- ※ オーストラリアのテーブルビルダー (Table Builder)とは、ウェブで利用者が集計項目の指定を行い、その集計結果の提供を受けるもの。
 - ■テーブルビルダー(ABS Table Builder)の利用(イメージ)



■オーストラリアのテーブルビルダー(ABS Table Builder)利用に当たって

1利用者の範囲

・ 政府機関、民間機関、大学に所属する者と想定される (組織登録と想定されるが、詳細確認中)

2利用目的

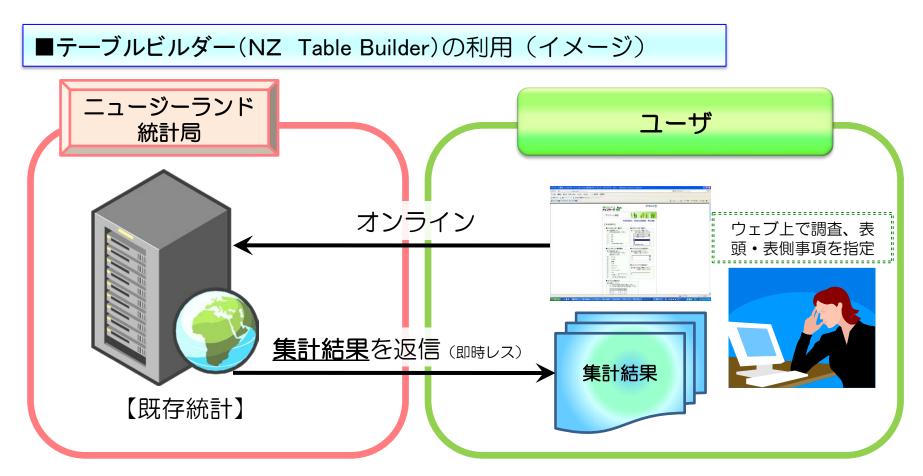
・提供を受けた統計の利用制限なし

3利用料金

・約131,000円(利用の単位について詳細確認中)

② ニュージーランドの表頭・表側指定型集計の具体例 (NZテーブルビルダー(Table Builder))

※ ニュージーランドのテーブルビルダー (Table Builder)とは、ウェブで利用者が集計項目の指定を行い、その集計結果の提供を受けるもので我が国のe-Stat と同じようなもの。



※ 我が国のe-Statと同様の仕組み

■ニュージーランドのテーブルビルダー(NZ Table Builder)利用に当たって



表頭・表側指定型の集計には、調査票情報を用いてオーダー(要求)を受けて統計を作成・提供するもの(「オーダーメード」)と、作成済みの統計から要求される統計を編成して提供するもの(「レディメード」)が存在する。

利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で、表頭・表側指定型集計の秘匿や情報の保護をどのように考えるか。

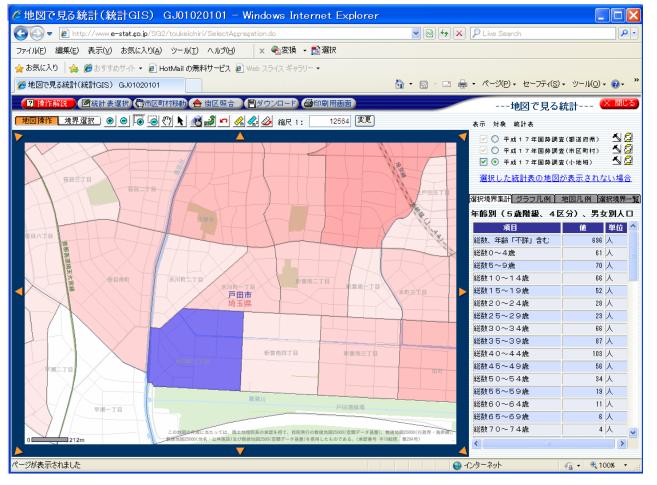
- 1)セキュリティの視点から調査票情報をどのように取り扱うべきか。 (「4 プログラム送付型集計の具体例」と同じ問題)
- 2)レディメードとオーダーメードの役割分担など、既存統計の提供(e-Stat等)との関係の整理 をどのようにすべきか(費用負担等)。
 - ※ さらに発展型として、本来目的で集計する統計の他、特別集計した統計表などの提供 なども考えていくことが必要。

5 その他に考えられる 統計の提供の事例

5 その他に考えられる統計の提供で実際に行われている事例

統計を一層使い勝手が良いものとし、利用促進を図るためには、例えば地理情報システム等のシステムと連携し、付加価値を高める情報提供が行われている。

■我が国の統計提供の例

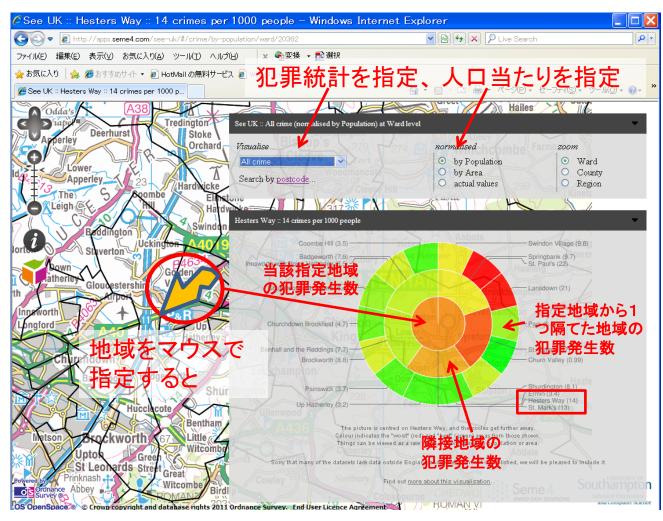


我が国のe-Statの機能 (統計GISシステム)

調査地区を選択することで、その地区の年齢階級別の人口を表示することができる。

調査地区は人口の数が 多いほど、濃い赤で塗られ るなどビジュアル的な表示 がなされている。

■イギリスの例



Data.gov.uk (Apps:Seme4)

調査地区を選択することで、その地区の犯罪数などが表示。

その他、交通統計(停留 所、バス停)、学校統計な どに対応。

Data.gov.uk

Seme4以外にも複数の Appsが政府データに連動 して稼働し、多様なサービ スを提供

【e-Stat との違い】

•e-Statは、データの利用・提供システムを固定化しているが、Data.gov.ukは、民間がAppsを開発、追加。

26

e-Stat などは公表統計に対するサービスであるが、幅広いユーザーに対し、より効果的な統計を提供するため、公表統計ではない特別集計結果に対して地理情報システムやビジュアライゼーションシステム等と連携した統計を提供することが考えられる。

一方、そのための行政資源の消費は、相当大きなものになると考えられる。

<u>利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で</u>、このような付加価値を付けた統計の 提供をどのように考えるか。

- 1)統計ユーザーのニーズと能力に応じた有用性の高い統計データ提供の確保と初期投資等も含めた新たな行政負担を極力抑えるために、産官学の連携の在り方などについての具体的な対応方策を検討してはどうか。
- 2) 既存統計の提供システムとの関係の整理をどのように整理すべきか。

6 利用制限について

6 これまでの整理との関係

オーダーメード集計に関し利用目的を制限したこれまでの整理(第8回研究会資料)

- ① オーダーメード集計を行うためには、相当程度の行政資源を投入する必要がある。
- ② 利用目的を問わずにオーダーに応じることとした場合には、個人情報などが調査対象者の意図に反して利用されるのではないかという不安を、調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。
- ※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年4月13日 衆議院総務委員会)
- 三 オーダーメード集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を 確保することを含め、個人情報が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。
- ※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年5月15日 参議院総務委員会)
- 三 オーダーメード集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を 確保することを始めとして、個人情報が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

行政資源の投入が一定程度に抑えられ、かつ、利用について調査対象者 の信頼を損ねる恐れがない利用要件として、以下を措置

- 一般的に公益性が認められ、調査対象者の信頼を損ねる恐れがないと 考えられる「学術研究」を法律で例示
- 一般的に公益性が認められ、学術研究と表裏一体的な位置づけとなる 「高等教育」を総務省令で規定
- ◇ 社会還元による一層の公益性及び透明性確保の観点から総務省令で 公表義務を規定



統計に対するニーズとその提供には様々な形態が考えられることを踏まえ、オーダーメード集計などに関するこれまでの考え方について再整理が必要ではないか

6-1 表頭・表側指定型集計に関する利用制限の整理

◇ 行政資源の消費増大の抑制

レディメード対応などの手法を用いること、汎用ソフト、既存システムなどを活用することにより、多大な行政資源を消費することなく効率的に対応することが可能ではないか。

◇ 調査対象者に与える不安への対応

レディメード対応や集計用の匿名化データを集計する措置など秘匿処理を工夫することにより、調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。

また、組織加入方式などの導入による加入組織の規律確保等によって調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。

※ さらに、表頭・表側を指定して必要な統計を提供するという機能はe-Stat 等でも実現しており、利用者は、この差異を認識せず利用すると考えられる。そして、e-Stat等は提供統計に利用目的の制限を設けていない。したがって、調査票情報等を直接用いる場合も含めた表頭・表側型指定集計に関し、利用目的による制限を設ける必要はないのではないか。

6-2 プログラム送付型に関する利用制限の整理

◇ 行政資源の多大な消費の抑制

汎用ソフトなどを活用することにより、対応サービスの範囲を絞ることなど効率的に対応することが可能ではないか。

◇ 調査対象者に与える不安への対応

調査票情報へのアクセス制限/遮断など情報セキュリティの徹底を行うとともに、集計用の匿名化データを集計する措置などにより、調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。また、組織加入方式などの導入による加入組織の規律確保等によって調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。

6-3 その他に考えられる付加価値を付した統計の提供に関する利用制限

※ e-Stat などは公表統計に対するサービスであるが、幅広いユーザーに対し、より効果的な統計を提供するため、公表統計ではない特別集計結果に対して地理情報システムやビジュアライゼーションシステム等と連携した統計を提供することが考えられるが、これらの統計の提供に関する利用制限をどのように考えるか。

◇ 行政資源の多大な消費の抑制

産官学の連携により、データ提供を官、アプリケーションの提供を産学で行うなどのスキームを構築すること、既存のシステムや汎用システムを利用することなどが考えられるのではないか。

◇ 調査対象者に与える不安への対応

統計に関する問題であり、付加価値で生じる不安は特に考えられない。

6-4 利用目的の拡大について

以上のとおり、表頭・表側指定型集計及びプログラム送付型集計などの導入した場合であっても、汎用ソフトや既存システムの利用、セキュリティの徹底や組織加入制度の導入などにより、行政資源の消費抑制や調査対象者の不安解消が可能なものと考えられる。



表頭・表側指定型集計、プログラム送付型集計などについては、諸外国の例も参考として、利用制限を設けないサービスが可能ではないか。

これに加え、利用目的の制限を設けるべき提供形態はどのようなものか。